

お年寄りにやさしいまちづくり

日の出町
高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

概要版



日の出町「ひのでちゃん」

令和3年
日の出町

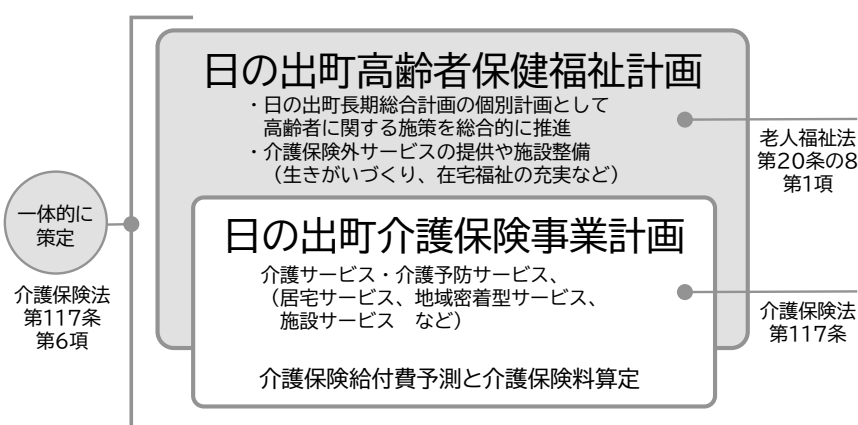
計画策定の趣旨

平成9(1997)年 12 月に介護保険法が制定され、開始から 21 年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

一方、令和 7(2025)年には、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が 75 歳以上という超高齢社会が到来するとされています。さらに、令和 22(2040)年には、わが国の人口は約1億 1000 万人となり、1.5 人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています。

「日の出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます)は、このような状況を踏まえつつ、第7期までの町の取組を継承し、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画とし、町における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

計画の位置づけと計画期間



本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、日の出町における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

市町村老人福祉計画に当たる「日の出町高齢者保健福祉計画」は、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくり、介護予防をはじめ、高齢者に関する日の出町の福祉の向上を目指すものです。

市町村介護保険事業計画に当たる「日の出町介護保険事業計画」は、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする 3 か年の計画です。

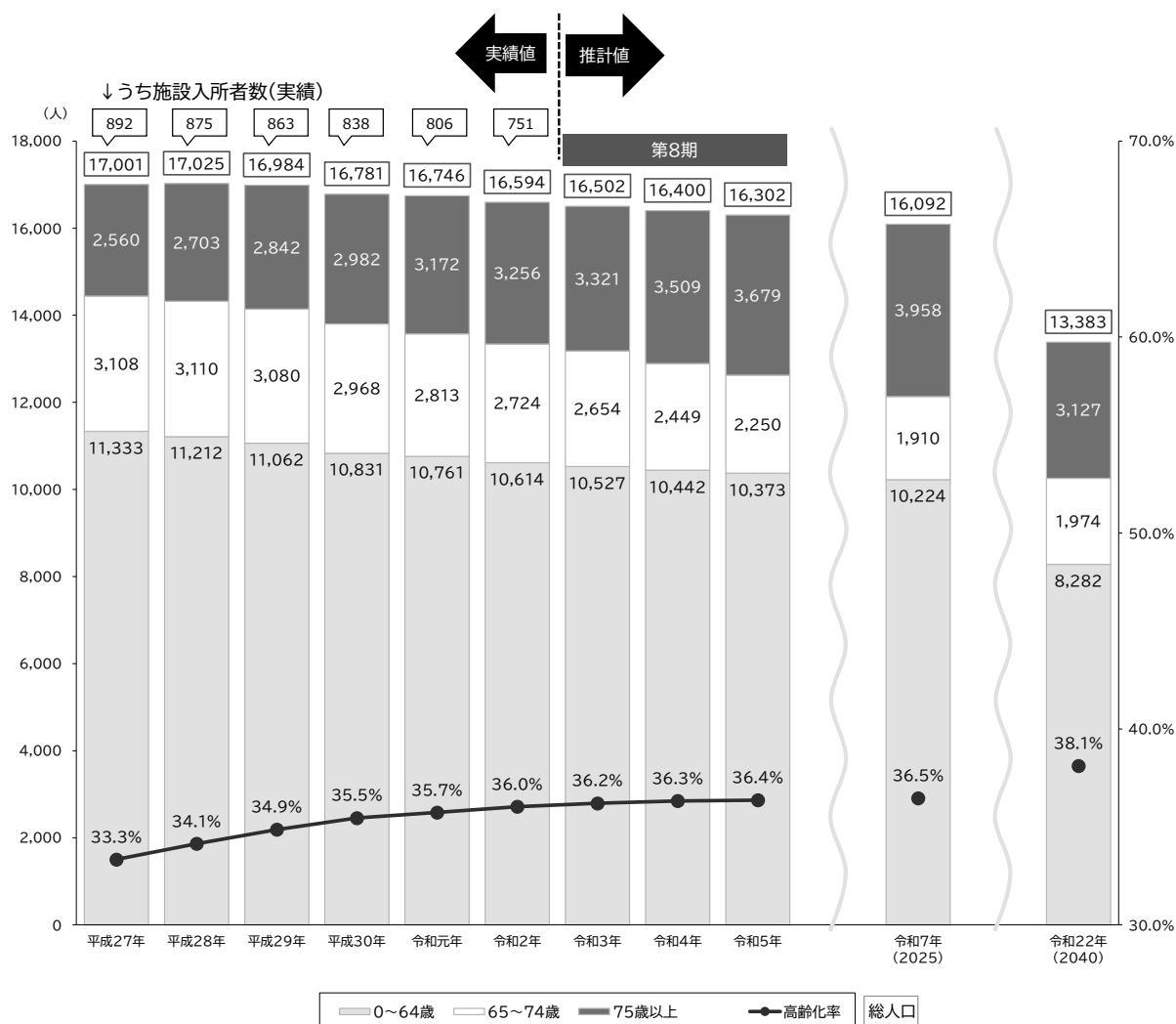


人口の将来推計

日の出町では、今後人口減少が続く、高齢化率の上昇が続くと考えられます。本計画の最終年度、令和5(2023)年には、総人口が16,302人、高齢化率が36.4%になる見込みです。

日の出町の特徴として、介護保険施設等が多く、老年人口の実績には下記グラフの「施設入所者数」が含まれます。

▼ 人口と高齢化率の推移と推計



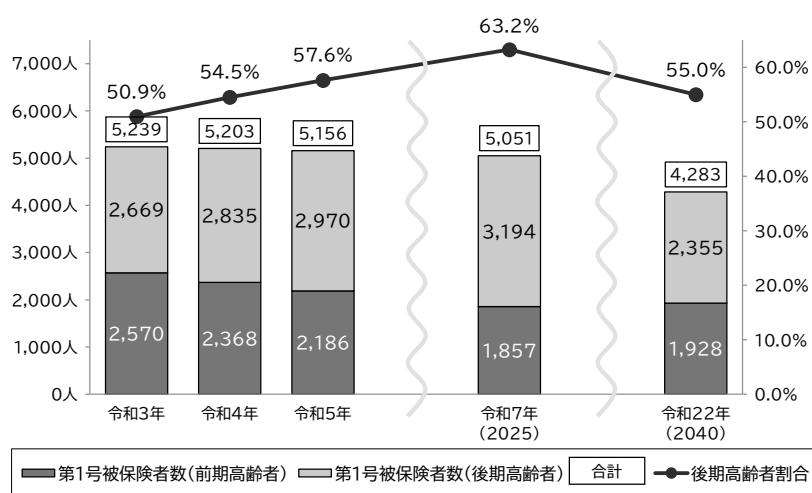
資料：住民基本台帳(各年10月1日)、平成27～令和2年の実績値よりコーホート変化率法で推計
 ※将来の人口にも過去実績の変化傾向を反映した施設入所者の人数が含まれていることになります。

第1号被保険者数の見込み

介護保険料の算定に必要な第1号被保険者数の推計では、本計画期間中の第1号被保険者数は令和3(2021)年の5,239人から年々減少していく予測となります。

前期高齢者は令和7(2025)年まで減少が続き、その後、令和22(2040)年にかけては増加する予測、後期高齢者は令和7年まで増加が続き、その後令和22年にかけては減少する予測となっています。

▼ 第1号被保険者数の推計



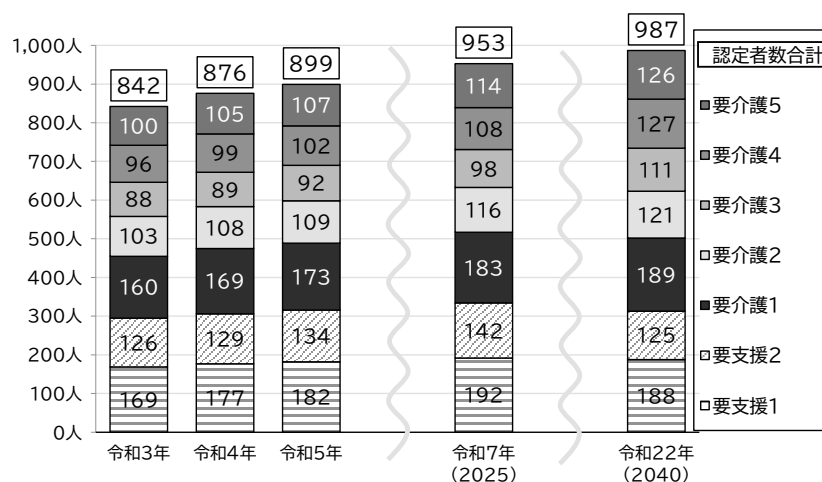
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

※一定の施設入所者数に鑑み、国の提供によるデータを日の出町の各年齢層の人口割合に応じて案分しました。

要介護認定者数の見込み

本計画期間中、認定者数の合計は継続的に増加し、最終年度の令和5(2023)年には899人になると予測されます。重度者よりも要介護1の軽度者や要支援1の増加が大きくなる見込みです。

▼ 要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推計



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

基本理念

本計画の基本理念は「お年寄りにやさしいまちづくり」です。

「お年寄りにやさしい」は、介護保険事業と高齢者保健福祉を切れ目なく総合的に提供していくことに通じ、「まちづくり」は、高齢者自身の社会参加を促し、地域の様々な主体が協力して高齢者を支え、自立支援を推進していこうという地域包括ケアシステムの考え方、さらには「地域共生社会」の実現に通じるものです。

お年寄りにやさしいまちづくり

基本目標

基本理念のもとに、以下の3つの基本目標を設定し、施策・事業の推進を図ります。

基本目標1

元氣なくらしの実現

高齢者一人ひとりが、健康でかつ尊厳を保ちながら、その人らしく元気でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防、認知症ケア等が連携した総合的な介護予防施策に取り組み、「元氣なくらし」の実現を目指します。

基本目標2

生きがいのあるくらしの実現

高齢者が、長年培ってきた技術・知識、経験を生かしながら、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として活躍するとともに、自分らしく自由に働き、学び、憩い、豊かに交流することを通して、お互いに協力しながら社会的な役割を担い貢献していく、「生きがいのあるくらし」の実現を目指します。

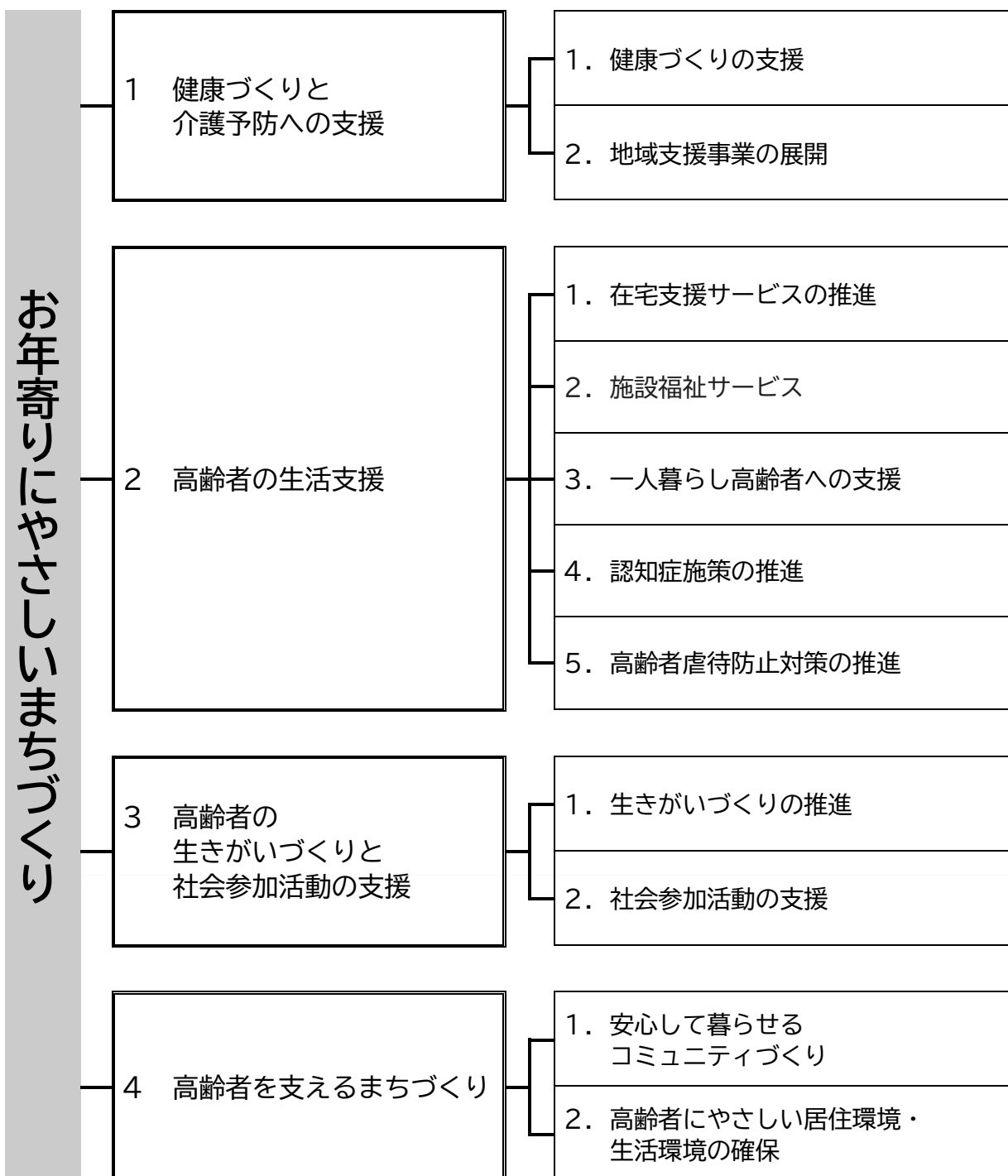
基本目標3

安全安心なくらしの実現

高齢者一人ひとりの身体状況や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯などの生活環境に応じた、きめ細かなサービスを提供していくとともに、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、住まい、まちづくりにおいて安全・快適さを確保し、「安全安心なくらし」の実現を目指します。

高齢者保健福祉施策の体系

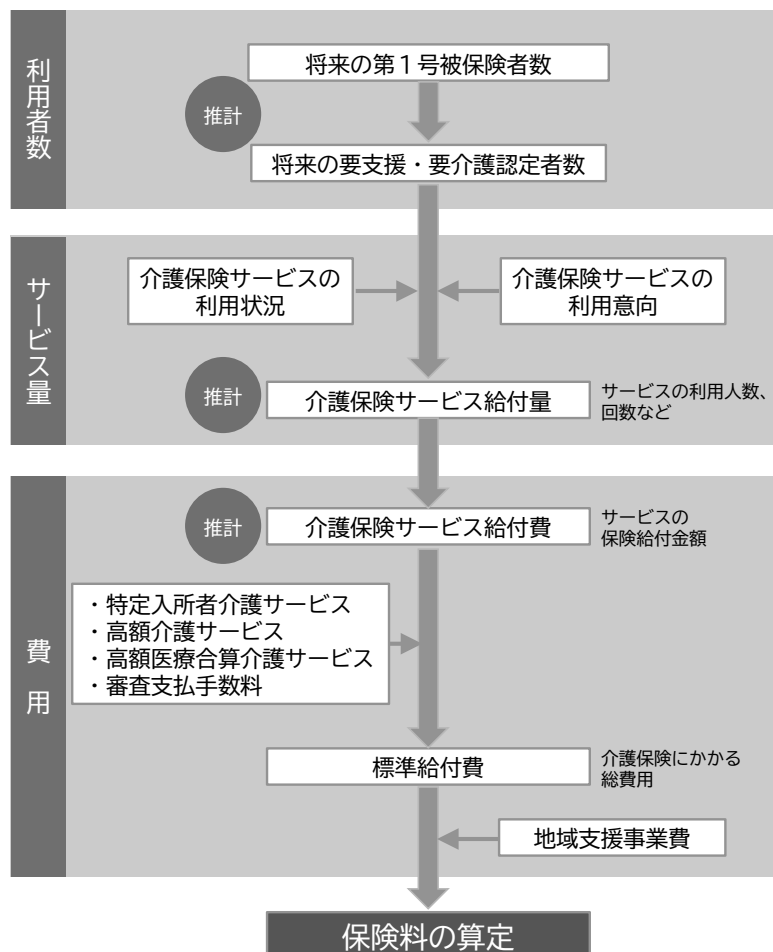
高齢者保健福祉の施策では、健康づくり、介護予防をはじめ、生活支援、生きがいづくりと社会参加活動、まちづくりなど多様な側面から高齢者を支援し、日の出町の高齢者福祉の向上を図ります。



介護保険料の算定

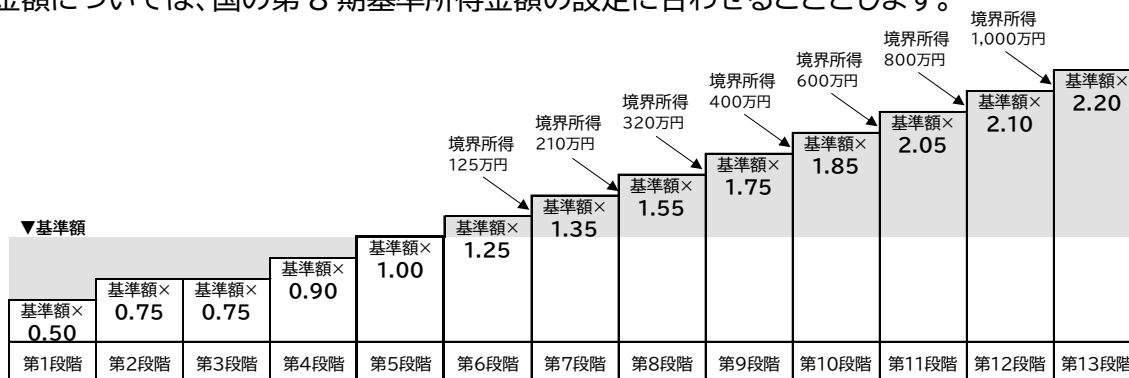
1 介護保険料算定の流れ

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、実績等を勘案して各サービスの利用見込み量を推計し、そこから算定した給付費と、制度運営等に係る費用を将来の被保険者数で除して算定します。



2 所得段階設定

本町では第7期計画において、低所得者の保険料軽減を拡充しつつ、介護保険料基準額の抑制を図るため、標準段階区分(9段階)を13段階とする多段階化の措置を行っています。第8期計画においても13段階の多段階化の措置を継続します。第7、8、9段階の境界となる所得金額については、国の第8期基準所得金額の設定に合わせることにします。



所得段階別介護保険料

第8期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.50 【0.30】	2,750 【1,650】	33,000 【19,800】
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	0.75 【0.50】	4,125 【2,750】	49,500 【33,000】
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超えている方	0.75 【0.70】	4,125 【3,850】	49,500 【46,200】
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えている方	1.00	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	1.25	6,875	82,500
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の方	1.35	7,425	89,100
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.55	8,525	102,300
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	1.75	9,625	115,500
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	1.85	10,175	122,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	2.05	11,275	135,300
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	2.10	11,550	138,600
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.20	12,100	145,200

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料(月額)(年額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※介護保険料の所得段階の判定をするための、合計所得金額、課税年金収入額については、平成 30 年度税制改正に伴う特例を適用して判定します。

日の出町 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】 令和3年3月

発行:日の出町いきいき健康課 高齢支援係・介護保険係

〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

TEL:高齢支援係 042-588-5368(直通) 介護保険係 042-588-5410(直通)